

東京ワールド日本語学校 納付金返還規程

(目的)

第1条 この規程は、東京ワールド日本語学校学則第24条に規定する生徒納付金返還取扱いの詳細を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 生徒納付金とは、入学選考料、入学金、授業料、施設費をいう。

(対象者)

第3条 本規程は、本校に在籍中の生徒、及び入学予定の生徒を対象者とする。

(返還)

第4条 在留資格認定証明書の交付を受けた生徒が入学しなかった場合、本人からの所定の申し出により校長が認め、かつ在留資格認定証明書の原本と入学許可証の返却が確認された後に、授業料、施設費について返還する。

2 生徒が入学した場合、6か月分の生徒納付金はいかなる事由があっても返還しない。

3 12か月払いにより生徒納付金を納めた生徒が途中退学する場合、在籍期間が6か月以下のときは授業料6か月分を返還する。在籍期間が6か月を超えたときは返還しない。

4 入学後、継続のために支払う授業料については、次学期の開始前日までに途中退学する場合に限り、返還する。

(途中退学)

第5条 退学しようとする生徒は、その事由を記載した退学届（所定書式）を提出し校長の許可を受けなければならない。但し、退学届の提出と受理が入学後6か月を超えたときは、返還対象としない。また、生徒の学則違反、出席不良等による退学処分の場合は、返還対象としない。

(返還手続き)

第6条 返還手続きは、その退学事由ごとに確認をした後に行う。

(1) 生徒が帰国するときは、在留カードが失効し、返納したことを確認した後に行う。

- (2) 生徒が就職するときは、在留資格変更を確認した後に行う。
- (3) 生徒が進学するときは、入学を確認した後に行う。
- (4) その他の事由により途中退学するときは、退学前の在留資格の失効を確認した後に行う。

(支払い)

第7条 返還は生徒の指定した口座に振込みする。

2 返還に伴う送金手数料は生徒の負担とする。

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、その都度校長と事務長（事務統括者）が協議するものとする。

附則 この規程は、令和7年10月1日より施行する。